

災害時における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて

災害時における医療救護班等活動マニュアルについては、平成 30 年度に検討し、策定したところである。その後の災害医療運営連絡会専門部会や今年度の医療救護所訓練の中でいただいた意見を踏まえ、マニュアルの一部見直しを行う。

1 修正箇所

(1) マニュアル名の変更

練馬区医師会においては、医療救護班を医療救護所だけでなく、災害拠点連携医療機関や一部の専門医療拠点病院に派遣することから名称を変更する。

変更前	災害時における医療救護班等活動マニュアル
変更後	医療救護所における医療救護班等活動マニュアル

(2) 医療救護所の組織名の変更

- ・ P16 「記録場所」の表記を「医療救護所本部」へ変更
あわせて、P16 にクロノロジーの作成例を記載

(3) 資料編における帳票等の変更

- ・ P29 「災害用カルテ」から「災害診療記録 2018」へ変更

(4) その他

- ・ P40 備蓄医療資器材一覧については、令和 2 年度に品目の入替を行うため、入替終了後に一覧を更新する
- ・ 文言の軽微な修正
P5、P8、P10、P11、P12、P13、P22

2 当マニュアルの今後の取扱い

当マニュアルについては、災害医療運営連絡会および専門部会での検討を反映していく必要があるため、適宜更新を行うものとする。